

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する
法律施行規則の一部を改正する省令案についてのパブリックコメント

2019年3月7日 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課あて提出

「○ 厚生労働大臣は、所定の基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、評価機関の指定を取り消すことができるものとする。」とあるが、「第三者評価を行った事業者から評価料金とは別に金品その他の財産上の利益を受取る」等の不正行為も取り消し事由として明示してください。

また、「民間あっせん機関は、自ら評価を行い」とあるが、評価機関の評価を受けない年度には自己評価の実施及びその結果の公表を行うよう記載してください。